

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190306	三原交通株式会社 法人番号(7240001039833) 代表者小林みな子	広島県三原市西野4丁目4-1	世羅営業所	広島県世羅郡世羅町本郷1794-1	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成31年1月16日、同年1月22日及び同年1月29日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	4	4
20190312	有限会社甲立タクシー 法人番号(1240002030994) 代表者木村一海	広島県安芸高田市甲田町高田原字宮藩1002-2	本社営業所	広島県安芸高田市甲田町高田原字宮藩1002-2	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成31年2月7日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)	2	2
20190315	江田島バス株式会社 法人番号(9240001027175) 代表者重川忠道	広島県江田島市能美町大字中町4553-1	本社営業所	広島県江田島市能美町大字中町4553-1	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第22条の2第5項及び第27条第3項	継続監視の監査対象として、平成31年1月17日及び同年1月30日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)安全統括管理者の選任解任届出違反(道路運送法第22条の2第5項)(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(道路運送法第24条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第4項)(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(8)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)	4	4